



令和3年9月 鳥取県

コロナ禍打破！事業者向け緊急支援策 県市町村合同オンライン説明会

【説明会日程】 令和3年9月28日(火) 14:00～15:00

【視聴方法】 鳥取県商工政策課HPにて視聴用URLを公開します

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に対し、9月議会で議決した**県の支援策**をはじめ、**国、市町村**の支援策もご案内します。



事業継続支援

コロナ禍緊急応援金

コロナ禍での事業継続を全力応援！ 国支援金と併給可能!!

<対象者> 県内中小企業など（個人事業者含む）

- 外出自粛等の影響を強く受けた事業者**（例）飲食、宿泊・観光、交通、小売・対面サービスなど
- 上記事業者との直接かつ継続取引がある事業者**

<支給額>

〔中小法人〕

〔個人〕

上限 **20万円** 上限 **10万円**

※売上減少額に応じて支給。

（令和元年又は2年の対象月の売上－令和3年の対象月の売上）

<要件>

事業収入（売上）が

30%以上減少（※）

していること

※令和3年6月～9月までの任意の1ヶ月の売上額が、前年又は前々年の同じ月と比較して30%以上減少。

【申請期間】令和3年10月1日（金）～12月10日（金）

コロナ禍緊急応援金コールセンター（商工労働部商工政策課内）

TEL 0857-26-7971 開設時間：平日8:30～17:15



県と市町村との協調した事業者支援

県と市町村が協調し、各市町村においても、地域の実状に合わせた事業者支援策が実施されます！（「県コロナ禍緊急交付金」の創設）

市町村へのお願い

- 地域事業者の事業継続支援のため、県交付金制度を積極的にご活用下さい。
- 支援対象事業者には、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底することを条件として下さい。

※ 支援対象事業者は以下に取り組むことを条件

- ・雇用を維持する意思（雇用者がいない場合は事業継続の意思）
- ・事業継続の意思
- ・新しい生活様式のが「ド」ラインへの対応や新型コロナ安心対策認証店取得など、感染予防・拡大防止対策の徹底

- チラシやホームページを作成される場合、ロゴマークのご活用をお願いします。



※各市町村の取組内容は県商工政策課ホームページでもご案内します！

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」

2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者への支援金。

＜給付額＞—事業者あたり **※月毎に給付**
上限 **20万円/月**
(個人事業主は**10万円/月**)

＜対象＞月間事業収入（売上）が
50%以上減少
した事業者の皆様

ポイント①：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※)

(※) 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

ポイント②：2019年比又は2020年比で、2021年の月間売上が50%以上減少していること

- ★給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ★一時支援金を受給している場合、申請手続きが簡単になります。(事前確認不要、提出書類軽減)
- ★「旅行客の50%以上が対象措置地域内から来訪している地域」であることを示す統計データとして、県商工政策課ホームページに参考データを添付しています。(※月毎に緊急事態措置等の対象地域は異なります)

◎営業時間短縮要請の対象事業者は、協力金受給の有無に関わらず、月次支援金(時短要請対象月分)の対象となりません。

【申請期間】 7月分：8/1～9/30、8月分：9/1～10/31、9月分：10/1～11/30

【お問い合わせ先】月次支援金事務局[相談窓口] TEL：0120-211-240 (IP電話から：03-6629-0479)



事業展開支援

事業再構築補助金〈通常枠〉

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため中小企業等の思い切った事業再構築を支援します

〈補助金〉

100万円～

従業員数に応じて 8,000万円

(補助率 3分の2) ※6,000万円超は1/2

〈活用イメージ〉

- ①喫茶店が飲食スペースを縮小
⇒ 焼き菓子のテイクアウト販売を開始
- ②伝統工芸品製造（百貨店での売上げ減）
⇒ 新たにECサイトでの販売を開始

【対象事業者】

- ・申請前直近6月のうち任意の3月の合計売上げが、コロナ以前同3月と比べて10%以上減
- ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定
- ・事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員1人あたりの付加価値額が年率3%以上増加

【担当部署】

経済産業省 中小企業庁 （お問い合わせは経産省HPの質問フォームよりお寄せください）

新型コロナ克服特別金融支援事業

コロナ融資を令和3年12月末まで延長しています。

資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資利率	売上高の減少が15%（個人事業主の場合は5%）以上の場合 当初5年0%、6年目以降1.43% 売上高の減少が5%以上15%未満の場合 当初5年0.7%、6年目以降1.43%
保証料	10年間0%
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小事業者等

※セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を市町村から受ける必要があります

【担当部署】

商工労働部 企業支援課 TEL：0857-26-7249 FAX：0857-26-8117

県内企業多角化・新展開応援補助金

コロナ禍により経営的な影響を受けた事業者のみなさまの多角化・新展開につながる取組を支援します。

< 補助金 >

100万円

(補助率 **2分の1**)

< 対象事業 >

- ① 事業実施方法の転換
- ② 新分野への進出
- ③ 新型コロナに対応する新商品・サービス開発

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により経営的な影響を受けた県内中小企業者

(申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上が、コロナ以前の同月比30%以上減少)

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL : 0857-26-7988 FAX : 0857-26-8078

企業向けオンライン学習受講促進事業

世界最大級の動画学習プラットフォームUdemyのライセンスを県内企業や求職者に割り当てることで、

5000を超えるビジネス講座が**学び放題**



講座イメージ




社内DX人材
育成関連講座



販売増につながる
デジタルマーケティング
SEO対策



エンジニア向け
Python講座
(初級から上級)

(区分)	企業向け事業	(参考) 求職者向け事業
対象者	業態転換、DXなどアフターコロナを見据えた人材育成を行う 県内企業の社員	スキルアップキャリアアップを目指す 県内在住の求職者
募集期間	二次募集中 9/24～10/28	随時募集中 (～1/28)
利用期間	3か月 (二次募集分：11/1～1/28)	1か月～3か月 (求職者の実情に合わせて設定)
申込先	鳥取県 (産業人材課) 詳細はコチラ >> 	サポート事業者 東部：株式会社情報サービス鳥取 中部：有限会社ほうき 西部：株式会社スベック

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL：0857-26-7224 FAX：0857-26-8169



雇用支援強化

雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置が、**11月30日まで延長**されています。

※雇用調整助成金・・・新型コロナの影響等経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練により労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当等の一部が助成されます。

※（ ）は解雇等を行わない場合の企業への助成率です。

特例措置の内容

企業等種別		令和3年4月まで	令和3年5～11月
中小企業	原則的な措置【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (9/10) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	—	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		
大企業	原則的な措置【全国】	助成率2/3 (3/4) 上限15,000円	助成率2/3 (3/4) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		

※教育訓練を行った場合の加算金・・・2,400円（中小企業） 1,800円（大企業）

厚生労働省HP⇒



【担当部署】鳥取労働局 職業対策課 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金

雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練に係る経費を支援し、アフターコロナを見据えた人材育成を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり **100万円/年度**

<補助率>

対象経費の **2/3以内**

<対象経費>

教育訓練に係る以下の経費

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、機器等使用料、受講料、従業員旅費（外部機関実施分へ派遣の場合のみ）
オンライン講座経費（パソコン購入、システム導入等）等

※システム導入費、備品購入費は75万円が上限

【対象事業者】

雇用調整助成金の支給決定を受け、解雇等を行わない県内事業者

【申請手続き】

雇用調整助成金の支給決定を受けた日から30日以内

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL : 0857-26-7224 FAX : 0857-26-8169



需要喚起

新型コロナ安心対策認証店特別応援事業

▶ **新型コロナウイルス感染症第5波の影響が大きい飲食店対策として、プレミアム付きお食事クーポン券を発行**

お食事クーポン券について

- 額 面 1冊5,000円(500円×10枚)[販売価格は、1冊4,000円]
- プレミアム率 25% ※販売価格4,000円の25%(1,000円)分を県負担
- 参加登録 令和3年12月20日(月)まで
- 販売期間 令和4年1月31日(月)(**県補助金申請締切 2月10日(木)**)まで
- 利用期間 令和4年3月31日(木)まで
- 対象店舗 新型コロナ安心対策認証店のうち、本事業に登録した飲食店
※「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」を有する認証店(一部除く)
※感染防止対策を徹底した宣誓が必要
- 販売場所 参加登録した飲食店
- 利用場所 上記販売場所のみで利用可能

事業の流れ

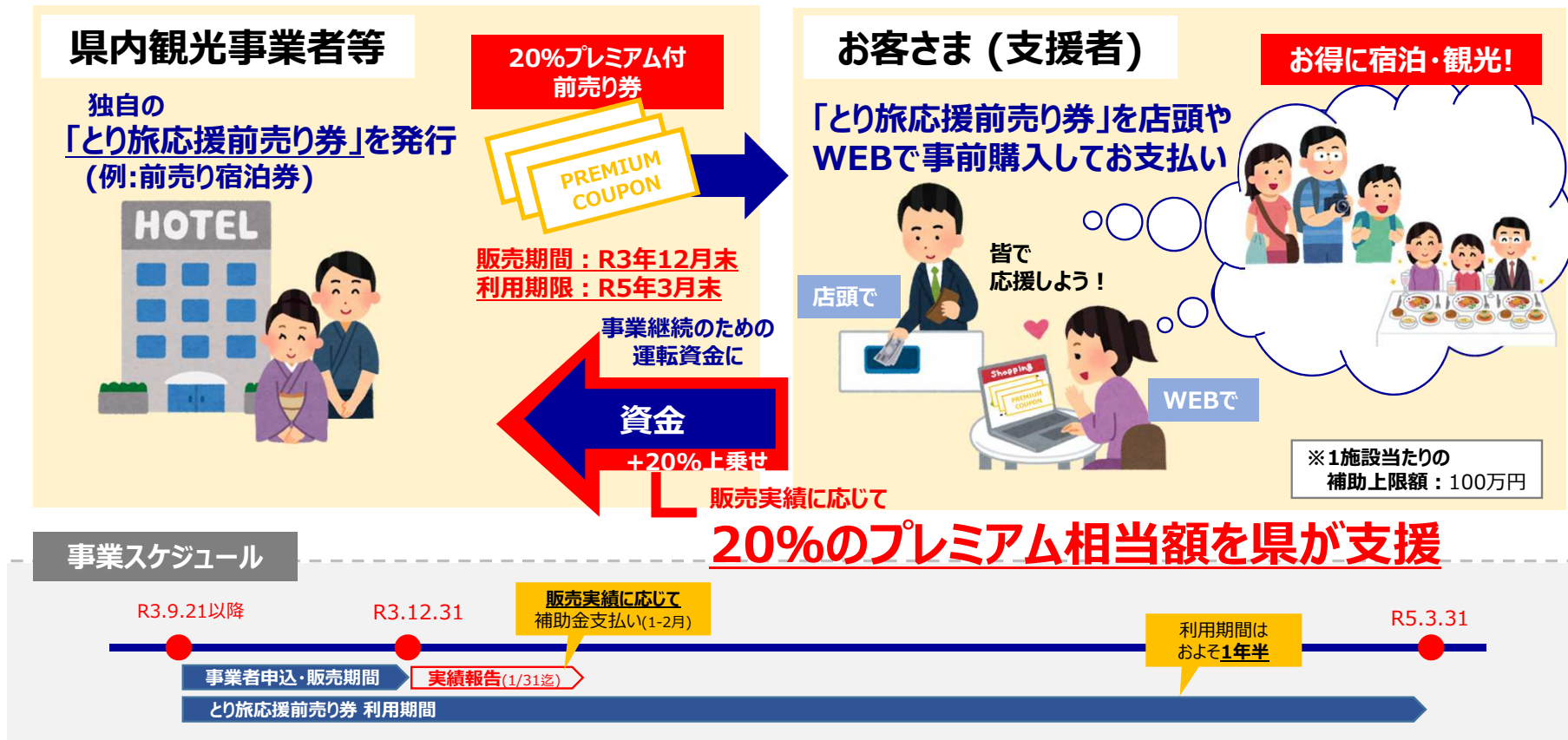


【担当部署】 商工労働部兼農林水産部 販路拡大・輸出促進課 TEL : 0857-26-7767 FAX : 0857-21-0609



鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券 (とり旅応援前売り券) 発行支援事業

- 全国的な緊急事態宣言、まん延防止等重点措置地域の拡大や県内の感染拡大により、県内外からの誘客が不可能となり、本県の観光業界は非常に厳しい状況。
- 県内のホテル・旅館、旅行会社、観光施設など新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者が、事業継続のための運転資金に活用するため、プレミアム前売り券「とり旅応援前売り券」を発行する事業者を支援します。



鳥取・島根県民限定!

#We 山陰キャンペーン 両県で再開!!

期間

10/1(金) ~ 10/31(日)まで!

鳥取・島根県民の方の宿泊・観光料金を割引します!

宿泊施設 〈両県〉

半額

上限
5,000円

日帰り旅行* 〈鳥取県民のみ〉

半額

上限
5,000円

日帰り温泉
観光施設
体験型観光メニュー

〈鳥取県内のみ〉

… 半額

上限3,000円

〈鳥取県民のみ〉 鳥取県内宿泊・日帰り旅行*で、県内土産店や飲食店で利用可能な鳥取県プレミアムクーポンを配布



トリピー・しまねっこから3つのお願い

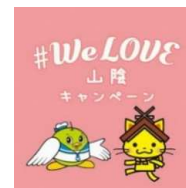
本人確認書類を
持参してね!

入口で
アンケートに
協力してね!

感染予防に
取り組もう!



対象施設等、詳しくはHPで!



体験した山陰の魅力をSNS等で紹介して、みんなで地元を応援しよう! #WeLove山陰  

WeLove山陰キャンペーン

*日帰り旅行は、県内旅行会社が実施するものに限ります。 ※キャンペーンはステージⅢ相当で中止。また、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止又は内容を変更する場合があります。



感染対策支援

宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金

県内宿泊事業者による感染防止対策及びワーケーションのスペースの設置等の前向き投資への支援します。

<募集期間> 2次募集を準備中

<補助対象>

- 感染症対策に資する物品の購入等**
 - 感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
 - 感染症対策の専門家による検証費用 等
- 前向き投資（新たな需要に対応するための取組）に要する経費**
 - マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発、施設改修
 - 非接触チェックインシステムの導入 等
- 令和3年7月豪雨被害の普及に要する経費**
 - 土砂撤去、屋根・ボイラー修繕、消毒 等

<補助対象期間>

令和2年5月14日～令和4年1月31日

<補助上限額>

1施設当たりの客室数に応じた上限額

(1)(2)の上限額		(3)の上限額	
客室数	上限額	客室数	上限額
1～9室	200万円	1～9室	200万円
10～29室	300万円	10～29室	300万円
30～49室	500万円	30～49室	500万円
50室～	750万円	50室～	750万円

※最大補助上限額：1,500万円

<補助率> 3/4

【補助金交付対象者】

県内宿泊事業者（旅館業法の許可を受けた者。ただし、社会福祉施設及び店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外

【事業実施者】

鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局

【問い合わせ先（土日祝日除く）】

鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局 電話：0857-36-9670（時間9:30～17:00）



境港市 新規支援策

境港市事業者応援給付金

【事業継続支援】

業種不問！今後の事業継続のために幅広く使える給付金！

＜対象者＞ 市内中小企業など（個人事業者含む）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受け、売上が減少した事業者を対象とします。

＜給付金＞

一事業者あたり

10万円 (※)

※市内に複数の店舗がる場合も一律10万円。

＜要件＞

事業収入（売上）が

30%以上減少 (※)

していること ほか

※令和3年7月～11月までのいずれか1か月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少。

【お問い合わせ先】 境港市水産商工課 電話 (0859) 47-1056



今後予定している 支援策

ワクチンパスポートを活用したコロナ禍における 海外ビジネス支援事業（準備中）

新型コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）を活用する等、十分な感染予防対策等で安全性を確保した上で、早期に海外での販路開拓の取組（感染予防対策含む）を実施する県内事業者等を支援します。

<補助上限額>

75万円（補助率 1/2）

【対象事業者】

県内中小企業及び県内中小企業を含むグループ

【担当部署】 商工労働部 **通商物流課**

TEL：0857-26-7660 FAX：0857-26-8117

<対象事業>

- ・海外商談会見本市物産展出展事業
- ・商品の輸出入に伴う法制度上必要な検査費及び認証等取得
- ・外国語資料翻訳作成事業 等

<対象経費>

現地での感染予防経費（ハイヤー移動等）、PCR検査費、必要な隔離に要する経費、旅費、展示品等輸送費、物産展等出展費、外部専門家謝金・旅費、通訳・翻訳費、各種証明書取得費、仕様変更費 等



その他 継続支援策等

7月・8月の豪雨災害や、新型コロナウイルス感染症などの企業リスクに備えを！

R3年度
最後！

BCP策定ワークショップ(オンライン)

参加費無料

[BCP(事業継続計画)とは]

大規模な自然災害や感染症のまん延など、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、又は短期的に復旧させるための方針等を示した計画

基本編BCP策定
ワークショップ

令和3年11月16日(火)
13:30~16:30

自然災害編BCP策定
ワークショップ

令和3年12月15日(水)
13:30~16:30

新型感染症編BCP策定
ワークショップ

令和3年12月22日(水)
13:30~16:30

☆鳥取県では県内中小企業を対象とした、豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症に対応するBCPの策定が可能なワークショップをオンラインで上記の通り開催します。

☆詳細の確認やお申込み方法については「鳥取県 BCP ワークショップ」で検索可能です。

※「自然災害編」「新型感染症編」の受講には「基本編」の受講が必須となります。



←BCP策定ワークショップ
県ホームページQRコード



←豪雨等の災害への備え
に活用可能な県補助金
ホームページQRコード

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課
TEL:0857-26-7565 / FAX:0857-26-8117

コロナリスク対応型事業継続補助金

感染対策・セキュリティ対策経費を支援！ （全業種対象）

- <上 限 額> 一事業者あたり **50万円** ※下限額30万円
<補 助 率> 対象経費の **1/2**
<対象経費> 感染対策経費・テレワーク導入経費 など
<対 象 者> 県内中小企業※BCPの策定が必要

随時受付中

※予算に達し次第
受付を終了します

例えば、こんな経費が対象です

- ・テレワーク導入のためのリース料
- ・換気対策設備の導入費
- ・3密回避のための改修費
- ・セキュリティ対策ソフト・システムの導入費
- ・共有クラウドサービスの利用料 など

この他、感染者が発生した際の
消毒費用も対象になります

※保健所からの指導に基づき実施するもの
※補助金額が10万円以上であること

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課
TEL:0857-26-7987 / FAX:0857-26-8117

R3年度 申請受付強化中！

中小企業災害対応力強化支援補助金

地震や**豪雨災害**など、今後も激甚化する可能性のある**自然災害に対する備えに活用**できます！

事業名	防災措置型
補助対象 <例>	①地震や豪雨、落雷等による停電に対して → 自家発電機 や 蓄電池等 の導入を補助。
	②豪雨等による浸水などの水害に対して → 止水板 や 排水ポンプ 、 土嚢の備蓄等 の導入を補助。
	③災害発生後、社員を守るための取り組みとして → 非常食 や 簡易トイレ 、 備蓄用毛布などの備蓄品 の購入を補助。 など
補助率 上限額	補助率 1 / 2 補助上限額 50万円（下限 30万円）

※防災措置型の他に、BCP策定経費を補助する「**BCP策定支援型**」や、地域貢献を目的とした「**地域連携型**」もあります。詳細は商工政策課HPをご確認ください。⇒



【企業リスク診断サイト「トリB」】

☆企業のリスクを簡単に診断できる3つのポイント!☆

- ①企業リスクを3つの項目(自然災害・新型コロナウイルス・情報セキュリティ)に分け、それぞれで診断が可能!
- ②診断はリスクごとに、1回につき約3分間で診断可能!
- ③診断はパソコンでも、スマートフォンでも、お手元の端末で簡単に診断に取り組みます!

サイトQRコード



サイトURL
<https://tori-b.net/>

検索エンジンで
「鳥取県 トリB」
「鳥取県 企業リスク
診断サイト」
で検索!

激甚化する水害リスクに備える！水害対策セミナー

7月・8月に発生した**豪雨災害**や、今後も発生する**台風**の影響など、**激甚化する可能性が高い風水害に特化**した内容でセミナーを開催いたします。

☆セミナーのポイント☆

- ・近年の風水害の**災害事例**を踏まえた、**豪雨災害等の脅威**についてご説明します。
- ・豪雨が発生した際の**災害(ハザード)**の種類や、**確認可能なハザード情報**を解説します。
- ・豪雨災害によって**企業が受けるリスク**について、**様々な被害を想定**して解説します。
- ・豪雨の発生時において、**確認可能な気象情報**(キキクルなど)について説明します。
- ・水害リスクに対して、**企業に求められる対応(対策)**を事例を踏まえ解説します。

【令和3年10月末頃 開催予定】

※開催日程や申込方法については、**10月中旬に商工政策課HPで公開**します。

〈コロナ後を見据えた飲食店応援事業〉 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業

【募集期間を延長しました！！（申請期限：11月30日（火）必着）】

業務効率化や生産性向上等のためのデジタル化を導入する取り組みを支援します。

〈補助上限額〉

一事業者あたり

10万円（補助率 1/2）

（複数店舗経営は 20万円）

〈対象経費〉

経営のデジタル化への取組に要する経費

（対象となる取組の例）

予約・発注システム、顧客台帳システム、
電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入など

【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等 （※食のみやこ推進サポーターに登録すること）

【担当部署】 農林水産部兼商工労働部市場開拓局 **食のみやこ推進課**

TEL：0857-26-7835 FAX：0857-21-0609

〈コロナ後を見据えた飲食店応援事業〉 食品加工で頑張る飲食店等支援事業

【募集期間を延長しました！！（申請期限：11月30日（火）必着）】

新たな業態導入に取り組むための事業を支援します。

〈補助上限額〉

一事業者あたり

25万円（補助率 1/2）

〈対象経費〉

新商品開発費、システム導入費、
機器導入費、施設改修費 等

（新たな業態導入の例）

- ・飲食店の自社メニューの加工品化
- ・飲食店が新たに菓子製造業の許可を取得し、パンやケーキの製造・販売を開始
- ・食品加工事業者が飲食業や移動販売を開始 等

【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等（※食のみやこ推進サポーターに登録すること）

【担当部署】 農林水産部兼商工労働部市場開拓局 **食のみやこ推進課**

TEL：0857-26-7835 FAX：0857-21-0609

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業

県産農林水産物をお届けする等、コロナ禍における
巣ごもり需要の獲得を目指した需要喚起を促す取り組みを支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり

20万円

<補助率>

1/2

<取組例>

- ・ダイレクトメールの作成・発送、
- ・チラシの作成、
- ・地域メディア等への広告出稿
- ・送料優待キャンペーン 等

<対象経費>

- ・チラシ、DMの作成費、発送料
- ・広告出稿費
- ・新聞折り込み費用
- ・事業者が負担する送料(県内在住者から
県外への送付、BtoCに限る) 等

申請期限：11月30日（火）必着

【対象事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた**県産農林水産物およびその加工品を販売する事業者**

※食のみやこ推進サポーターに登録していること。(食のみやこ推進サポーター・県産農林水産物やその加工品等を積極的にPR、販売している事業者)

※「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。

【担当部署】 商工労働部兼農林水産部市場開拓局 **食のみやこ推進課** TEL：0857-26-7807

新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金

事業者が、新型コロナウイルス**感染予防対策ガイドライン**に準じた取組を継続的に実施するための経費を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり **20万円**
(複数店舗は**店舗数**を乗じる)

<補助率> **1/2**

<対象経費> ※ **消耗品は対象外**

・感染予防対策に必要な経費（パーティション、非接触型体温計、CO2モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等）

【申請期限】 **令和3年12月15日（水）**

受付期間を延長しました！

【対象店舗・事業者】 飲食店、宿泊施設、理美容所のほか**小売業などの接客を主とする店舗**

新設

さらに **ライブハウス、ライブ演奏のある飲食店**を対象とした補助制度を創設

～デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金～

<補助率> **9/10** <補助上限額> **20万円** <申請期限> **令和3年9月30日 12月まで延長予定**

【担当部署】生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL : 0857-26-7159 FAX : 0857-26-8171

経済対策予算ワンストップ相談窓口

県・国支援策の補助金・支援金等の申請支援など、県ワンストップ相談窓口『コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口』(県内3箇所)で引き続き相談対応します。

県社会保険労務士会・県行政書士会・中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が窓口にて個別相談対応

相談件数 **44,000件以上!**
[令和3年9月27日現在]

専門家による **個別相談 約700件!**
[令和3年9月27日現在]

<東中西部3箇所にワンストップセンター>

ご予約窓口（平日 8:30~17:15）		
東部	東部ワンストップセンター (鳥取県商工労働部内)	0857-26-7538
中部	中部ワンストップセンター (鳥取県中部総合事務所内)	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター (鳥取県西部総合事務所内)	0859-31-9637

- 「月次支援金」の申請相談等、
国・県の支援策に対応
- 社会保険労務士、行政書士、
税理士による支援サポート

完全予約制(個別相談)
専門家が丁寧にご相談に応じます!



ご視聴
ありがとうございました